

## シュタインとグナイストの交流：往復書簡を通して(上)

著者名(日)	柴田 隆行
雑誌名	東洋大学社会学部紀要
巻	49
号	1
ページ	25-38
発行年	2012-01
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1060/00003109/">http://id.nii.ac.jp/1060/00003109/</a>

## シュタインとグナイストの交流 ——往復書簡を通して（上）

### Stein und Gneist. Ihre wissenschaftliche und persönliche Beziehung aus ihrem Briefwechsel（1）

柴田 隆行  
Takayuki SHIBATA

#### 1. はじめに

シュタインとグナイスト。ともに日本の近世史、とりわけその政治史において忘れることのできない人物である。2人とも明治期に日本の憲政と行政の基礎を確立するうえで多大な影響を与えたからである。日本へのそうした影響関係が具体的にどのようなものであったかについてはすでに数多くの研究実績があるが、この2人を絡ませた研究はごくわずかである。とりわけ、両者が交わした書簡を通してのシュタインとグナイストの理論的な関係性については、ポープによるオックスフォード大学への学位論文（Giles Pope, *The political Ideas of Lorenz Stein and their Influence of Rudolf Gneist and Gustav Schmoller*. St. Antonys College, Oxford Trinity Term 1985）以外にはない。この小論はその点を、日本との関係を踏まえて、さらに深め解明することを目的とする。シュタインとグナイストという、同時期に日本の憲政と行政に影響を与えた両名の、書簡を通しての相互交流の実態を明らかにすることは、これまでもっぱら両者を別々に取り扱って日本との関係を探ってきた従来のわが国の憲政史研究の欠を補うに足ると期待できる。

ところで、彼らの理論的な接点は、国家と社会を媒介する自治理論であった。その意味で、彼らの理論的な交流を知ることは、19世紀の自治理論一般、とりわけ日本における自治理論の研究を深めるうえでも重要な示唆を得られると思われる。

#### 2. 明治期日本人との関係

「シュタイン詣で」という言葉に象徴されるように、ウィーンのシュタインのもとへ日本の政治家や官僚、学者、教育者、学生等々80名近くが馳せ参じ憲法理論や行政理論等を学んだ時期がかつてあった。シュタインのもとで最初に学んだのは、1879（明治12）年3月からオーストリア公使館に勤務した河島醇である。1880年から83年にかけて同じくオーストリア公使館に勤めた渡邊廉吉もウィー

ン大学でシュタイン講義を聴いている。渡邊は妻に宛てた書簡でつぎのように報告している。

「此程ハ大学ニ通勤シ、有名ナル大博士スタイン氏之講釈ヲ聴キ大ニ見識ヲ増シ候」(1880年12月17日付)

「毎日大学へ通勤シ一日モ欠席致シ候事ナク勉強致シ候」(1881年1月19日付)

「毎日大学へ通学、聴講勉強致シ居候、博士『スタイン』ト申人ハ六十余ノ老先生ニ而、世界屈指ノ碩学ナリ、克ク日本人ヲ愛顧サレ、休日ニハ屢々先生ノ許ニ至リ学問上ノ質問ヲ致シ居候、誠ニ不可得ノ良師ヲ得、無此上幸福ト悦居候」(同2月17日付)

渡邊はシュタインの『行政理論ハンドブック』を抄訳し日本に紹介するなど、行政理論に関してシュタインを日本に伝える重要な役割を演じている。伊藤博文といえ、シュタインのもとで憲法理論を学んだことが知られるが、瀧井一博氏の詳細な研究によっていまでは憲法理論よりもむしろ行政理論を学んだというべきではないかという見方が強まっている。「シュタイン詣で」となるまでに昂じた明治期日本におけるシュタイン熱のキッカケを作ったのは言うまでもなく伊藤博文であり、伊藤はとりわけシュタインの行政理論に注目したというのである。

伊藤博文は、1882年3月14日に横浜港から欧米へ向け憲法調査のために出発、欧州ではまずプロイセンの首都ベルリンに向かい、そこでベルリン大学公法学教授グナイストの門を叩いた。伊藤がウィーンのシュタインを訪ねたのは同年8月8日が最初で、その後、同年9月18日から10月31日まで17回の私的講義をシュタインから受けている。その後ふたたびベルリンに戻り、グナイストとその弟子のモッセの講義を翌年春まで受けている。そこで問題になるのは、伊藤とシュタインとの関係というよりも、伊藤とグナイストとの関係である。

伊藤博文がベルリンのグナイストのもとから一時期離れ、その間にウィーンのシュタインのもとへ赴いた理由は何か。その点について、これまでいろいろな解釈がされている。最初は吉野作造が1933年に『改造』第15巻2号に掲載した「スタイン・グナイストと伊藤博文」である。吉野がこのことを調べるきっかけとなったのは、伊藤らが秘密会談で憲法草案をまとめた際のいわばタネ本と目される文献が『西哲夢物語』として海賊出版されたことによる。このタネ本の筆者は誰であるかを探るなかで、伊藤博文のヨーロッパにおける憲法調査の実態解明が吉野によって進められた。その後、鈴木安蔵『日本憲法史研究』(1935年)、清水伸『独塊に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』(1939年)、尾佐竹猛『日本憲政史の研究』(1943年)、稲田正次『明治憲法成立史 上下』(1960~62年)等々、伊藤の随行員の証言や伊藤書簡等を詳細に調査した本格的な研究が相次いだ。そのなかで定説となったのが次のような理解である。伊藤博文とシュタインとの関係について詳細に研究している瀧井一博氏の一連の著作(『ドイツ国家学と明治国制——シュタイン国家学の軌跡』1999年、『文明史のなかの明治憲法 この国のかたちと西洋体験』2003年、『伊藤博文 知の政治家』2010年)のうち、すぐあとで述べる微妙な問題があるがゆえに、ここでは氏の最新作である『伊藤博文』から引用し(60~62

頁)、これまでのいわば定説を確認しておきたい。ただし、瀧井氏自身は、従来の定説に見られた、グナイストが伊藤を冷遇したからシュタインのもとに向かったというような一面的な見方を退け、伊藤の書簡等を精読したうえで、伊藤とシュタインとの密接な結びつきを主張されている。また、瀧井氏はベルリンにあるプロイセン文化財団機密公文書館所蔵のグナイスト文書から、伊藤博文がグナイストに宛てた書簡を調査するなどして、伊藤とグナイストとの親交はもっと深いものであったという見解を述べていることも予め指摘しておきたい。

「しかし、ここでの調査〔ベルリン大学でのグナイスト聴講〕は円滑に進まなかった。当初、グナイストは調査に対してきわめて消極的だったらしい。調査団の一員によれば、グナイストは最初の会見で、憲法は民族精神の発露であり、民族の歴史に立脚している。日本の歴史に無知な自分が、お役に立てるか甚だ自信がない旨述べたという。」<sup>(1)</sup>

「だが、伊藤としてはそのような学理の修得のためにはるばる海を渡ってきたのではなかった。気を取り直し、グナイストとの談話を重ねて調査の足がかりを得ようと欲し、また彼の弟子アルバート・モッセからプロイセン憲法の逐条解釈的講義を受けた。しかし、それらは伊藤にとって満足できるものではなかったらしい。この頃ベルリンから日本に宛てて送られた手紙では、言葉の不通を歎き（伊藤は英語は堪能だったが、ドイツ語はできなかった）、調査の進行に大きな不安の念を表明し、滞在期間の延長を願い出ている。伊藤はこのままでは、渡欧は完全な失敗に終わるかもしれないと危惧していた。

伊藤の様子が変化するのは、八月にウィーンを訪れてからである。ウィーン大学の国家学教授ローレンツ・フォン・シュタインと面会した伊藤は、国家の行動原理としての行政の意義を説くシュタインの国家学（Staatswissenschaft）から大きな啓示を得た。それは、ベルリンでグナイストや彼の弟子アルバート・モッセから受けていた憲法の積義的な講義からは期待できないものだった。」

「伊藤が求めていたのは、憲法に書かれるべき具体的な条文の理解ではなく、立憲国家の全体像と憲法施行後の国家運営の指針だったのである。その問題意識にとっては、シュタインの国家学のほうが親和的だった。」

つまり、定説とは、伊藤がグナイストのもとで憲法調査をしようと試みたが、グナイストの極めて学理的な態度が伊藤の求めていたものと異なっていた一方、シュタイン講義は極めて彼らに好意的であり、伊藤の求めていたものとマッチしていた、というものである。こうした定説は、伊藤書簡だけでなく、とりわけ伊藤に随行してヨーロッパに向かった人たちの証言に支えられている。

瀧井氏の見解も含め上述のこれまでの定説を強く批判するのが野崎敏郎氏である。野崎氏は、科研費研究成果報告書『カール・ラートゲンの日本社会論と日独の近代化構造に関する研究』（2005年5月）のなかに「伊藤博文にたいするグナイストとシュタインの対応の正当な評価のために」という一

章を設け、これまでの定説を厳しく批判する。野崎氏によれば、こうした定説が生まれる根拠として、グナイスト講義から閉め出された随員たちによる歪められた情報という問題がある一方で、流麗な語り口のサービス精神旺盛なシュタインと厳密な学問性を維持するグナイストとの違いという単純な側面の無視、そしてなによりも伊藤が熱心にグナイスト講義を聴いたという事実の忘却があるという。そして野崎氏は、要するに伊藤にとって主はグナイストであり、シュタインは従にすぎないと述べる。

「そもそも、伊藤が、国内の政務から離れてベルリンにやっけてきて、かくも長期間グナイストのもとで学んでいたのはなぜであろうか。伊藤がウィーンのシュタインの許に赴いたのは、グナイストが夏季に湯治に出かけたからである（「井上馨宛伊藤書簡」4）。伊藤はグナイストが不在なのでシュタインの意見を聴きに出かけたのであり、極言するならば、先生が休養中で手持ち無沙汰なので別の講師に会ったにすぎない。夏季休暇が終わると、伊藤もウィーンからベルリンに戻り、ふたたびグナイストに師事している。グナイストが主でシュタインが従であることは誰の目にも明らかではないか。そのグナイストに失望してシュタインの許に赴いたかのように偽装したのが清水〔伸〕の致命的な失敗であったことは明らかであり、それをじつに六十年以上にもわたって無批判に受け入れてきたこれまでの研究者たちの不見識と怠慢もまた明らかである。」（同93頁）

こうした野崎氏の説に賛同するとして、逆に再解釈を迫られるのは、伊藤がシュタイン聴講後に山田顕義に宛て書いた書簡の一節「心私に死処を得るの心地」に象徴される、多くの書簡等に読める伊藤の感概についてである。シュタインの学説がいかにすばらしいかと言った書簡が複数存在するのに対して、グナイスト講義について伊藤はほとんど言及していない。このことをどのように理解すべきだろうか。

そこで気になるのが、先に触れた『西哲夢物語』で浮き彫りにされた、憲法起草における伊藤ら関係者の秘密主義である。すなわち、グナイスト講義について伊藤が詳しく紹介せず、また、シュタイン講義聴講録のようなものを随員を通して公刊することが、グナイストに関しては行わなかったことについて、何かきわどい政治的な意図があったのかどうかという問題である。すなわち、野崎氏の言うように、伊藤博文がシュタインよりもむしろグナイストの講義を主としたとするならば、伊藤の一連のシュタイン賞讃はむしろ政治的策略の結果ということになるのかどうか。いろいろな参考文献を並べておきながら、最も強く影響を受けた先行研究を隠すという盗作まがいのやり口はわれわれ研究者のあいだでもささやかれることではあるが、実際はどうなのだろうか。政治的策略とまでは言えなくても、少なくともシュタイン講義に比べてグナイスト講義の実態が不明であることは確かである。しかし、このことに深入りすると、この小論の焦点がぶれるので、『西哲夢物語』に象徴される明治憲法起草過程の秘密主義とグナイスト講義との関係については、堅田剛氏の一連の研究（一例として、堅田剛「ルドルフ・フォン・グナイストの憲法講義——『グナイスト氏談話』を読む」『獨協法

学』第81号、2010年6月だけ挙げておく。)に委ねたい。なお、この小論の範囲内で必要な情報だけ記すならば、『西哲夢物語』は、明治憲法の制定作業が実質的に終了した1887(明治20)年に民権派の手によって流布した秘密出版物であり、その第一部として「グナイスト氏談話」が収録されている。ここに記録されているグナイスト講義の聴講者が伊藤博文であるのかどうかについて、いくつかの研究論文が存在するが、結論はまだ明確には出されていない。堅田氏の見解は、「明治15年に伊藤博文が聴講したグナイスト講義と、明治18年に大森鍾一が聴講したそれとは、内容において実質的な相違があったらうか。」という問題提起で示されており、つまりはこの講義の聴講者は伊藤博文だと堅田氏は述べている。

ちなみに、このグナイスト講義の第1回は10月25日に行われ、要旨は「外交・兵制・経済ハ決シテ議員ノ吻ヲ入レサセヌコト」と記録されている。11月22日の第5回講義では「日本ハ仏国ノ県ヲ取ルベキコト」という注目すべき内容が記録されている<sup>(2)</sup>。12月23日の第10回講義では「自治政治ノ必要ナルコト」というグナイストらしい主張が見られ、最終回つまり第20回は翌年3月30日に行われ、「日本ハ普国憲法ヲ取捨シテ作ルコト」となっている。この最後の見解は、伊藤博文が初めてグナイストを訪ねたとき、「憲法は民族精神の発露であり、民族の歴史に立脚している」(前掲、瀧井『伊藤博文』)から安直に他国の憲法を接ぎ木するようなやり方では駄目だとした見解とあまりに対照的ではないだろうか。

### 3. シュタインとグナイストの往復書簡

さて、まえがきが長くなったが、ここでまずシュタインとグナイストの書簡の現存状況について記しておく。

シュタインがグナイストに宛てた書簡は、現在わかっているかぎりでは、ベルリンにあるプロイセン文化財団機密公文書館所蔵の「グナイスト文書」(Das Geheime Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz. VI. HA NL Gneist)に15点ある(分類番号は以下にNoを付した数字で記す)。他方、グナイストがシュタインに宛てた書簡は、同じくわかっているかぎりでは、キールにあるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州立図書館所蔵の「シュタイン文書」(Die Schleswig-Holsteinische Landesbibliothek. Der Nachlaß Lorenz von Steins. 4. 2 : 05 Briefe, alphabetisch. "Gneist, Rudolf von")に13点ある。これら両者を執筆年代順に並べるとつぎのようになる。(シュタインをS、グナイストをGとし、SからG宛を「S-G」と、その反対を「G-S」と略記する。また、発信地のベルリンはBr1, ウィーンはWと略記する。)

S-G「キール、1849年12月7日」(Nr.60. 28-29)

G-S「Br1.1859年11月6日」(1)

G-S「Br1.1860年5月30日」(2)

S-G「W.1860年11月5日」(Nr.63. 6-7)

S-G「W.1861年12月12日」(Nr.64. 9-10)



- G-S 「Brl.1863年 2月25日」 (3)  
G-S 「Brl.1863年 4月12日」 (4)  
S-G 「W.1863年 4月22日」 (Nr.66. 41-41a)  
S-G 「W.1864年 1月 4日」 (Nr.67. 95-96)  
S-G 「W.1865年 1月11日」 (Nr.68. 71-72)  
G-S 「Brl.1865年 3月25日」 (5)  
S-G 「W.1865年 5月14日」 (Nr.68. 25-26)  
G-S 「[発信地、発信日なし。文書分類者による推定配列に準じる。]」 (6)  
S-G 「W.1867年 1月 9日」 (Nr.70. 98-99)  
G-S 「Brl.1867年 6月 2日」 (7)  
S-G 「W.1867年 6月20日」 (Nr.70. 74-75)  
G-S 「Brl.1869年 6月27日」 (8)  
S-G 「シュタイアーマルク州テュッファー温泉、1870年 5月19日付」 (Nr.73. 1-2)  
G-S 「Brl.1870年 8月 5日」 (9)  
S-G 「W.1870年 7月26日」 (Nr.73. 30-31)  
G-S 「Brl.1870年 9月 7日」 (10)  
S-G 「W.1871年 6月12日」 (Nr.75. 72-73)  
S-G 「[発信地、発信日なし。文書分類者による推定配列に準じる。1877年と推定されている。]」 (Nr.79. 10-11)  
G-S 「Brl.1877年11月 8日」 (11)  
S-G 「W.1877年12月27日」 (Nr.80 7-8)  
G-S 「Brl.1885年11月15日」 (12)  
G-S 「Brl. 7月 8日」 [年表記なし。上述と同じ処置とする。] (13)  
S-G 「[発信地、発信日なし。同上]」 (Nr.71. 2-3)

以上の通りであるが、これらの書簡の内容が交互に関連性を持っているならば、「往復書簡」と言えるが、必ずしもそうなのではない。双方が返信を怠ったのか、書簡が紛失ないし未発見であるかは、もちろんわからない。内容からして、先に書簡が届いてそれに対する返信として書かれているものもある。

グナイストからシュタインに宛てた書簡の冒頭一句は、つまりは「拜啓」だが、あえて直訳するならば、「高く尊敬された同志 (Hochgeehrter Herr Kollege!)」、「尊敬された同志 (Verehrter Herr College!)」、「最も尊敬された友人にして同志 (Verehrtester Freund und College!)」、「尊敬された友人 (Verehrter Freund!)」、「高く尊敬された紳士であり友人 (Hochgeehrter Herr und Freund!)」等々で、「同志」が多く、他方、シュタインからグナイストに宛てた書簡では「尊敬された同志」、「尊敬された同志であり友人」、「最も尊敬された友人にして同志」、「尊敬された友人 (Geehrter Freund)」

等々で、「友人」と呼びかけているものが多い。ありふれた決まり文句であるからそこに深い意味があると考えるのは危険だが、シュタインは1815年生、グナイストは1816年生であるから、シュタインがいちおう1つ年長であることが多少は反映しているのかもしれない。もちろん問題は内容であるが、そもそもシュタインとグナイストがいつどこで知り合い、いつから「友人」と言い合うようになったかは不明である。

シュタインは1835年5月にキール大学法学部に入学し、ヘーゲル学派のクリスティアンゼン、ゲルマニストのファルクらに学び、37年4月にイェナ大学に移って歴史学者のルーデンに学んだ。38年4月キールに戻り、司法試験合格後コペンハーゲンで半年間実習に就いた。40年に学位取得、同年夏、デンマーク政府より2年間の奨学金を得てベルリンへ向かったが、41年10月中旬にはパリへ移っている。そして43年3月にキールに戻り、以後48年のシュレスヴィヒ・ホルシュタインのデンマーク王国連合からの独立運動に加担、52年6月そのために解雇されるまで、キール大学に勤務した。54年秋にウィーン大学に就職するまでのあいだ、およびウィーン大学就職後死没するまで、シュタインがベルリンへ行ったという記録は残されていない。他方、グナイストは、1833年にベルリン大学法学部に入学し、歴史法学派の指導者サヴィニーとヘーゲルの後継者ガンスのもとで学ぶ。39年に教授資格を取得、45年にベルリン大学法学部の員外教授となり、晩年までベルリン大学に留まった。したがって、シュタインとグナイストが面識を得る機会があったとしたら、1840年夏から41年秋までのシュタインのベルリン滞在中ということになる。だが、そのことを証明する資料はいまのところ発見されていない。

上述の通り、現在わかっているかぎりでのシュタインとグナイストの往復書簡中最初のもは、1849年12月7日にシュタインがキールからグナイストに宛てた書簡である。これには、グナイストが同年に公刊した『ドイツにおける陪審裁判の形成 (*Die Bildung der Geschworenengerichte in Deutschland*. Berlin 1849)] をシュタインがグナイストから受贈した礼文が記されているから、この書簡で見えるかぎり、彼らの往復書簡のきっかけはグナイストによって作られたことがわかる。シュタインはグナイストのこの著作の意義を認めつつ、同時に自分の新著、おそらく『今日のフランスにおける社会主義と共産主義』の改訂第2版をグナイストに送り、その感想を求めている。ちなみに、シュタインのこの著作は、1842年に公刊した同名の著作を大幅に改訂したもので、1848年に公刊された。これをさらに徹底的に書き改めて1850年に公刊したのが『1789年から現代までのフランスにおける社会運動の歴史』全3巻である。そこでは、改訂第2版からしてすでに初版の立場とはかなり異なり、1842年版のような「社会」という視点の重要さの強調とプロレタリアート発生の学問的究明という立場が薄れ、逆に、私的利害の追求から貧富の差の激化と収拾のつかない階級闘争を招く「社会」に対して、普遍的利害を代表する「国家」、とりわけ「社会問題」を解決する「社会的王制」を提案するものになっている。

グナイストがイギリスの自治行政を積極的に学び取り入れ、これをプロイセンに活かそうとするようになるきっかけは、シュタインのこうした「国家と社会の軋轢とその解決方法」という視点からの



影響にあったということは、いまや定説として認められている。ドイツの自治理論史を集約的に研究したヘフターの著作 (Heinrich Heffter, *Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert. Geschichte der Ideen und Institutionen*. 2., überarbeitete Auflage, Stuttgart 1969) や、とりわけグナイストの伝記的研究を深めたエーリヒ・ハーンの著作 (Erich J. Hahn, *Rudolf von Gneist 1816-1895. Ein politischer Jurist in der Bismarckzeit*. Frankfurt am Main 1995) はその代表である。

ヘフターによれば、自由主義的な法曹改革や、イギリスの Selfgovernment をモデルにした自治や法治国家の理念に関するスペシャリストとなったグナイスト (Heffter, S.373) が、自由主義の君主制役人国家の擁護者となった理論的背景に、シュタインによる国家と社会の弁証法的二元論があったという。グナイストは、社会を国家の有機的一分枝とし、自治を国家行政の一部と捉えたが、こうしたグナイストの現実認識の基礎にシュタインの社会学があったとヘフターは指摘している。もっとも、ヘフターはグナイストには批判的で、グナイストの自治理論は自由民主主義的ではなく、18世紀の古い貴族主義にすぎないと述べている (ibid., S.387)。

グナイストの自治理論にシュタインの「国家と社会の軋轢」理論の強い影響があったと強調するのはエーリヒ・ハーンである。

「グナイストが〔国家と社会の軋轢という〕シュタインの理論に注目したとき、自由・平等・憲政に合致する行政という1848年の自由主義の理念は、プロイセンの反動に脅かされていた。シュタインの理論を、政治的現実を理解する鍵と見たグナイストには、こうした反動は、国家権力を社会的利害関心によって誤用する新たな党派的時代と見えた。彼がイギリスに目を向けたのは、そこでは国家と社会の軋轢が平和的に統制されていると思われたからである。」(S.64)

「〔グナイストの新書〕『貴族と騎士 (*Adel und Ritterschaft*)』でグナイストは、国家と社会との軋轢というシュタイン理論を所与のものとして前提としていた。」(S.64)

同様の記述が、グナイストのどの著作についても繰り返されており、ハーンはグナイストの自治理論や法治国家論の基礎にシュタインの「国家と社会の軋轢」論があると強調する。グナイストがシュタインの「国家と社会の軋轢」理論を前提とする基には——あるいはその結果として——、「こんにちわれわれが『国家』と名づけるものは社会の外部にはまったく現存し得ない」(S.174) という、グナイスト自身の『法治国家 (*Rechtsstaat*. Berlin 1872)』で明記された考えがあった。これは、シュタインの1842年著作『こんにちのフランスにおける社会主義と共産主義 (*Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs*. Leipzig 1842)』で繰り返されたテーゼであり、シュタインはここで、革命後のフランスの実状を見て、これからは社会革命の時代であり、社会問題の解決なくして国家は存立しえないと強調していたことに通じる。1848年革命挫折後、シュタインは国家学の構築を目指すが、彼の国家学には社会理論が不可欠の要素として組み込まれている。グナイストの自治理論や法治国家論にこうしたシュタインの考えが強く反映していると見るハーンの解釈は、グナイスト自身の言

葉から裏づけることができるがゆえに、妥当と判断できる。しかしながら、シュタインとグナイストとの関係は、ハーンの著作に見られるような「国家と社会の軋轢」理論に留まらない。グナイストがシュタインに与えた影響もそれと同等程度にあるからである。

先に列挙した彼らの往復書簡の書誌情報に見られるように、現在わかっているかぎりでという条件つきだが、シュタインからグナイストに宛てたこの1849年12月の書簡の次はグナイストがシュタインに宛てた1859年11月6日付書簡であり、この間に10年のブランクがある。

上述したように、シュタインは1848年革命にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン臨時政府の一員として活動するほか、49年から50年にかけて地方議会議員となるが、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン独立運動の完全な敗北後、1852年6月にキール大学を解雇された。しばらくあちこち就職活動をしたのち、55年3月によくウィーン大学教授に任命された。シュタインは、52年に『国家学体系第1巻 統計学、人口学、および国民経済学の体系』を、そして56年に同第2巻社会論第1篇を著すが、この続刊は書かれなかった。58年に『国民経済学教本』を著し、以降『財政学教本』（1860年）、『行政理論』（1865年）、およびその改訂版を次々と公刊した。シュタインとグナイストが書簡を交互に送ってそれぞれの著作を交換し合うようになるのは、現存の書簡を見るかぎりでは1859年以降である。シュタインにとっては試練の時代であった1850年代について、またそもそも48年革命とその敗北に関して、シュタインもグナイストも書簡では一言も触れていないところを見ると、彼らは過去の——というのは、あとで見るように、書簡執筆時に起きている政治的な諸問題については多々言及があるので——政治的な諸活動については意図的に言及を避けたのかもしれない。

シュタインとグナイストの往復書簡の2通目は、上述のように、1859年11月6日付のグナイストからシュタイン宛の書簡である。そこにはつぎのように書かれている。

高く尊敬する同志。

ここに添付してあなたに献呈する私のイギリス国法の第2巻〔*Die heutige englische Verfassungs- und Verwaltungsrecht*. 1.T. Berlin 1857, 2.T. Berlin 1860〕は、オーストリアにとっての焦眉の問題を含んでいます。あなたの素晴らしいお仕事に私がどれほどおかげを蒙っているか、あなたもご存知でしょうが、あなたがフランスの状態に関し鋭くかつ精神豊かに問題としたことがらを、私はイギリスの状態に関して積極的に解決しようとする中で、私の感謝の気持ちを一部でもお返しできたらという希望をあなたが私に与えて下さったら、私の最大の喜びとなるでしょう。

私の見るところ、プロイセンの差し迫った関心は、ドイツの他の大国の国内形態であり、両者の最も完全な同一性は、ヨーロッパの関心のなかにすでに現存しています。内的な国家形成の同質性は、ヨーロッパ諸国ではまずは相互に依存し合っている両国の統一性をも打ち立てることができま。この点で私は、北部〔北ドイツつまりはベルリン〕で支配的な見解とかなり離れており、ホーエンツォルレン家とハプスブルク家との王朝的嫉妬心に火をつけることは罪が重いし、ロシアの裾持ちになるという私たちにとってかなり差し迫った決定的危機における外交政治の最も重い欠陥と

見なします。

まさにそれゆえ、私は、ここに登場する根本原則があなたの〔国の〕帝政への入り口で持続的に発揮されることについて成功するかもしれないということほどに切実な願望を他に持つことができませぬ。もしかしたらあなたが最初の入り口を伝えるのに寄与できるかもしれませぬ。たとえば、あなたが私の名前前で、あなたの大臣の一人に著作を献呈するのが適切だと思えば、私はあなたの判断に完全に委ねますし、直ちにあなたに〔私の新著を〕2部追ってお送りします。ウィーンの書店ではこの本は8日か14日後によく手にしうるでしょうから。

私の手紙が性急で短くて、失礼します。私は12ヶ月間（毎週21時間の講義と4つの別の公務）働いてぐったりし、おまけにいま風邪で床に伏しています。

誠実な尊敬のもとにあなに感謝して服従する、ルドルフ・グナイスト

ここでも自著の献呈があったことがわかる。そして、その新本をまとめるにあたり、シュタインの著作が参考になったと謝辞を述べているが、これが社交辞令にすぎないわけではないことは、前述のハーンの研究によって明らかになっている。また、これも上述したことだが、献本する自著の内容が、グナイストのいるプロイセンとシュタインがいるオーストリア（ともに国内政治に関与）にとって目下重要な政治的問題となっていることに絡むことが暗示されている。つぎの、1860年5月30日付の、グナイストからシュタイン宛の書簡は、長文だが、こうした傾向をいっそう強めている。これによると、先にシュタインからグナイストに宛て2通の書簡が送られているようである。内容はすでに、知人に自著を献本するといった儀礼的な次元を遥かに越え、両者がまさに友人であり同志という関係にあるであろうことがうかがえる。長い全文引用する。

敬愛する同志

あなたの手による2通のとても思いやりがあり好意的な書簡を私がこれほど長いあいだ返事もせずいられた罪を負えるとしたら、それはもっぱら、今回の活発な領邦議会の会議で働き疲労困憊したことだけです。議会は4ヶ月もの長いあいだ、水車小屋の水車のような運動量でした。その中身はめったに語りたくないものがほとんどですが、そのために委員会や会派ではせつせと大いに働きました。

あなたのブルックの悲劇的結末<sup>(3)</sup>は、ここ〔ベルリン〕では、オーストリア自身におけるよりもはるかに一致した同情を呼び起こしました。オーストリアでは、党派的情熱と、それ以上に、親密で偉大な人物に対し人間的あら探しをしたいという願望が、短時間で判断を誤らせました。私はこれを見てすぐにつぎのような見解を持ちました。すなわち、ひとはいわゆる世論に対していくつかの犠牲が欲しいと願い、そのためにたくさんの粗悪品からまさにそうした犠牲を選び出し、そこから間接的に、さらに別の紳士たちと嫌われている人物とが会おうよう希望したのです。とりわけそれはまた、侮辱されたプライドでしたが、それはこの文書に対するもともと疑わしい噂で駆り立

てられたものでした。その調査結果については、私たちの新聞にはほとんど何も書かれていません。私が想像するに、あなたも人格的に非常に才能のある人物を失い、非常に困難な状況に陥っていることでしょう。

一般にあなたの状況はここから見ても非常に陰鬱に色づけされているように見えますが、そのことは、ねたみ・そねみがつねに非常に目に見えるかたちで支配している私の周囲以上に私には差し迫ったことのように感じられます。あなたもご存知のように、オーストリアとプロイセンの同盟に、西からと東からの差し迫った危険に対する統一的支柱があると私は思います。こうした見方はもちろん過去数ヶ月の最高に政治的なグループに若干の根拠を持っていますが、そのことに関し少なくとも私は身近な高官に、それどころか個人的に親しい君主に好意的な聞き手を見出しています。外務省もかなりオープンにその道を開いてきました。しかしここから最初の一步を踏み出すのは道徳的に不可能と見なされています。いわれなき深い侮辱感が抑えられないからです。私見では、何かを無駄にすることなく話の緒は十分容易に見出せます。しかしすでに長いあいだ私たちのもとでは近衛兵の名誉観念が外交政治でも通用し、そのために王朝の嫉妬心がともに働くところでは、この障害は乗り越えられないように見えます。あなたのところでもおそらく同様でしょう。しかしながら、その必要に駆られてそこから接近の一步が踏み出せば、いまや成功が見込まれるでしょう。

オーストリアの経済的政治的な進歩に対する私の活発な関心は、正しく理解すれば、もともとプロイセンのものにすぎません。私の理解するところでは、オーストリアはシュタイン・ハルデンベルクの自由主義をこんにち、議会主義が非常に鋭い足で立っているプロイセンよりいっそう良く持ち堪えることができます。オーストリアの自由な政治は（だが、選挙で選ばれた議会や陪審裁判所がないことに注意）、提携の体系的な前提条件であるように思えます。両者のささいな嫉妬心がいまや信じられる傾向にあります。それ以上に提携のほうがじっさい容易になるでしょう。

あなたの側にもあるとてつもない困難を私はけっして過小評価するわけではありませんが、私があと15歳若ければ、あなたは私のためにそうした仕事に参加する刺激となりえたでしょう。しかしいまの私は、不惑に達したあとではもはや、そうした渦に介入するほど十分な柔軟性を身を感じられません。そのうえ、私は、私のよく知っておりいくつか確実な影響を及ぼしうる状態で快適な家族関係のもとで生活していますが、半分未知で不確実な分野を踏むのは旅してまわるようなものです。そのうえ、私の外的状態に変更を求めることはとても考えられません。しかし、こちらの状況ゆえに心から喜ばしいのは、何らかの接点を得て、私が直接ないし間接に、こことウィーンとの友好関係の復活のためにささやかな貢献ができたということです。当地の役人や宮廷での私の個人的なつき合いからいつかそういう関係になるかもしれません。

あなたが私の〔著作の〕第2部を感情をこめて賞讃して下さったことに対し、非常に驚きかつ恐縮しています。私は〔公刊後〕7ヶ月経ったいまこれをもう一度読み直し、これが非常に重い筆致で書かれているなあとと思っています。そのうえ、この版がほぼ品切れ状態なので、急いで決断し

て、第2版を出す代わりにポピュラーでごく短く、要するに読みやすく改訂し、できれば今年の10月には公刊したいと思っています。〔第1部第2版は1867年刊だが、第2部第2版は1863年刊〕私の主たる目的はおそらく、私たちの新たなクライスとゲマインデの規則になんらかの影響を及ぼしうることです。というのも、これらの規則も人気のある市町村の型への不幸な攻撃となっているからです。固定資産税の支払いも自治もなしにはあらゆるこうした法律も空虚な図式に留まり、議会制度を根底から崩壊させる、ということを入びとに納得させることは絶望的に難しいです。これに対して私は額に汗してこの地域のためにもう長いあいだ働いてきましたし、個々人についてはなしうるかぎり話を聞いてもらえる状態にあります。しかし、とくに議会の委員会や党派が問題になると、こうした仕事のすべてが無駄になります。そうすると、一般的な自由主義は封建主義よりかなり頑固であることが明らかとなります。しかし最悪なのはわが自由主義的役人根性であり、彼らには、流行している機械的図式がもつぱら「実用的、だ」と見なされているのです。

最後に、私にふたたびその栄を賜ったすばらしい贈り物につきあなたに心から御礼を申し述べる段になりました。行儀よくそこから始めるべきでしたが。私はこれまでに固定資産税に関する章だけ読みましたが、私はこれをイギリスの地方公共団体の固定資産税から〔情報を〕取ってくるつもりです。私の国民および国家経済学の研究はディレッタンティズムを越えるものではけっしてありませんが、これを脱出するためにも過去10年間かかり、関連する文献をほとんどすべて読みました。このことによってあなたは、私がしばしば国家についての国民経済学的な見方に対し疑い深く防御の姿勢でいることを納得されることでしょうか。あなたがとても流暢かつきれいに書くことができることは、フランスの文献に対するあなたの長年の習熟からして、私にはたしかにつねに納得のゆくものでした。しかし、あなたがどこから、大都市の活況と放心のなかで、そうした多産を得る時間が持てるのかが、私には理解できません。私にわかっていることは、私のようにたくさん仕事ができても形式にとらわれいざ書くとすると書き損じるのに、あなたの場合は、芸術性豊かに形を整え、体系化し、文章を練り上げているということです。

私の長いお喋りをお許しください。こんなにたくさん書いたのは、手紙を書く時間が依然として見出せず、また依然として地方議会で心身ともに消耗したという感じを拭えないからです。この消耗感が消えるのはおそらく数週間後になるでしょう。

誠実な尊敬のもとにいるあなたの忠実な服従者、ルドルフ・グナイスト

#### 註

- 1 伊藤博文の欧州憲法調査に随行した大蔵省書記官平田東助は、それから13年後の1895年3月20日付でグナイストに書簡を送り、グナイストが1893年に著した講演集 (*Die Militärvorlage von 1892 und der preußische Verfassungskonflikt von 1862 bis 1866*. Berlin 1893) の一部を日本語に翻訳したと書いている。そして、その日本語訳の序文をドイツ語に訳したので見て欲しいと依頼している。その冒頭一節は、かつてグナイストが伊藤博文に最初に断言した考えがそのまま反映しているように思われ興味深い。そこにこう書かれている。「地球上の国家は、天上の星のごとく数多く、その気候や国民性や習俗はまったく異なっている。その当然の帰結として、どの国家もそれ固有の歴史と魅力を持っている。」(プロイセン文化財団機密公文書館所蔵グナイスト文書



所収。GStA : VI. HA. Nl. Gneist. Nr.98, Bl.41-43) 当然と言えばそれまでだが、明治期日本の欧化主義盛んな頃はこうした視点が見失われていた一方、その後のナショナリズムの台頭と日清戦争時には、こうした発言が逆に作用し、平田はここから「だから戦争は不可避だ」と結論づけることにもなる。

- 2 11月14日の第4回講義でグナイストは「仏国ニハ県令郡アリ此制度ハ殊ニ日本ニ適當スベシ英国ノ郡政ハ適當ス可カラズト思考ス」と述べ、第5回講義でも「日本ノ政治ニ独乙ノ制度ヲ適當スベシト説ク者アレドモ元来独乙ノ制度ハ錯雜セルヲ以テ却テ日本ニハ適用スベカラザル者ト考ヘラル官省ノ組織ハ我々モ成ルベキ之ヲ省略シテ簡單ニセント務ムル折柄ナレバ之ヲ其俣日本ニ移転シテ実行スルハ甚ダ不可ナリ。日本ノ県制ニハ仏国ノ県制ヲ取ルヲ以テ尤モ可ナリト信ズ」と述べている。もっとも、いわば当然ながら「仏国ノ県制ハ悉ク之ヲ取ルベシトハ云ハズ」と付け加えることをグナイストは忘れていない。こうしたグナイストの見解について、日本の自治制度史の第一人者と目される山田公平氏は、日本地方自治学会編『日本地方自治の回顧と展望』（敬文堂、1989年）収録の「明治地方自治の国際的性格——比較史的観点から」でつぎのように述べている。「明治憲法制定の過程で地方自治がプロシア制度をモデルとして制度化されていきますと、立憲政治と地方自治の関係が、プロシア的な国家主義的な観点からとらえられ、国家行政の一部として、国家の基礎を強固にする意義において性格づけられていきます。〔中略〕その際、従来のフランス的な府県制度とあらたにプロシア的に編成される地方自治制度とが、制度上どういう関係をもつかという問題が発生致します。この点、特徴的なことでは、日本のプロシア制度の輸入をすすめたグナイストが、ドイツの制度に即してみても、府県制度というものは、中央政府による地方把握という点で、ドイツの制度よりもフランスの制度の方が適しているといつて、フランス制度の採用をすすめていることです。プロシアドイツでは、郡より上には、県と州がありますが、州が自治体であるのにたいして、県は、全く国家行政機構であつて、自治体ではありません。それは、プロシア絶対主義以来の家産制な官僚行政機構に由来するもので、近代的な体制として十分よく機能していません。そういうことを念頭において、グナイストはフランス制度の方をすすめるのです。」(57頁) グナイスト自身の自治理論はイギリスをモデルとしており、彼はそれをプロイセンに導入しようとし、中央集権的なフランスの自治制度を批判しているが、日本に関してはむしろこの中央集権的なフランスモデルが適しているとグナイストは言うのである。ただし、グナイストの弟子で、日本の自治制度確立において種々助言を繰り返したモッセは、もちろん仏蘭西式の中央集権的自治制度を徹底的に批判している。
- 3 Karl Ludwig, Freiherr von Bruck, 1798-1860。「ブルックの悲劇的な結末」とは、直接には、ブルックが1860年4月23日に亡くなったことを指す。ブルックの出身はラインラントのエルバーフェルトであるが、オーストリアで商人として成功し、1848年のフランクフルト国民議会ではオーストリアのトリーストから選出され議員になっている。またフランツ・ヨーゼフ一世のもとで商務大臣、1855年からは財務大臣として、国家の財政危機の克服に尽力したが、イタリア統一運動のもとでオーストリアのイタリア領土を失うことになり、晩年は政治的に孤立したことも「悲劇的な結末」という言葉に含意されていると思われる。「あなたのブルック」という表現は、前便でも「あなたの帝政」というような類似の表現があり、グナイストの口癖かもしれないが、シュタインは皇帝でもないし大臣でもないから、Ihr Kaiserthumは「あなたが住むオーストリアの帝政」という意味だと思われる。だが、Ihr Bruckには、たんに「あなたが住むオーストリアの大臣であるブルック」という以上の意味がある。というのは、キール大学を解雇されたシュタインが就職活動をする過程で最終的に最も世話になりウィーン大学教授の職を得られたのはこのブルックのおかげだからである。(シュタインがブルックを知ったのはそれより以前の1848年革命のときである。)したがって、グナイストも書いているように、ブルックの死はシュタインにとって多くの面でのパトロンを失うことを意味した。

\*本稿は、日本学術振興会科学研究費助成金（基盤研究（C））を受けての研究成果の一部である。

\*本誌の事情等により、「下」の公刊は1年後となる予定である。



【Abstract】

## Stein und Gneist. Ihre wissenschaftliche und persönliche Beziehung aus ihrem Briefwechsel ( 1 )

Takayuki SHIBATA

Lorenz von Stein und Rudolf von Gneist sind beide prominente Figuren der japanischen Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte. Aber bisher wurde ihr Einfluss auf Japan nur getrennt erforscht. In diesem Aufsatz untersuche ich die wissenschaftliche und persönliche Beziehung zwischen Stein und Gneist, wie sie in ihrem Briefwechsel zum Ausdruck kommt. 15 Briefe von Stein an Gneist und 13 Briefe von Gneist an Stein liegen nun editiert vor. Aus ihnen geht hervor, dass Stein und Gneist nicht nur persönlich, sondern auch wissenschaftlich ein enges Verhältnis pflegten.